

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画2016年
9月号

子育てにやさしい 「高知県次世代育成支援企業」 新規認証のご紹介

県では、平成19年4月から、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県次世代育成支援企業」として認証し、その取組を支援しています。平成28年8月22日に次の3社を認証しましたので、ご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容		
【187】 株式会社 地研 高知市円行寺25番地	<ul style="list-style-type: none"> ◆法を上回る育児のための勤務時間の短縮措置あり。6歳未満の子を養育する場合取得可。 ◆年次有給休暇について、時間単位での取得可能。 ◆妻の出産時に特別休暇1日取得可能。 		株式会社地研 代表取締役 大西 鋼様(左)
【188】 医療法人 健会 高知検診クリニック 高知市知寄町2丁目4番36号	<ul style="list-style-type: none"> ◆年次有給休暇について時間単位で取得可能。 ◆妻の出産時に特別休暇2日取得可能。 		医療法人 健会 高知検診クリニック 常務理事 上地 章久様 (左)
【189】 株式会社 ネクスト・オカモト 高知市北金田10番3号	<ul style="list-style-type: none"> ◆法を上回る看護休暇制度があり、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合、1年につき子が1人の場合6日、2人以上の場合は12日まで時間単位で取得可。 ◆妻の出産時に特別休暇2日取得可能。 		株式会社 ネクスト・オカモト 代表取締役 植田 元彦様

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

高知県次世代

検索

ストレスチェックはお済みですか？

労働者が50人以上の事業場では、平成28年11月30日までに実施する必要があります。

ストレスチェックって何ですか？

ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査**です。労働者が50人未満の事業場は、当分の間、努力義務となっています。

何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

相談先：「ストレスチェック制度サポートダイヤル」全国統一ナビダイヤル0570-031050 受付時間平日10時～17時

高知労働局健康安全課からのお知らせ



求人を出してもなかなか来ない・・・
そんな悩みを解決します！！

事業主

求職者

**双方の合意のもと、
実地訓練終了後の
正社員または常用雇用としての
採用を目指します！**

3つのメリット

- ①まず、コミュニケーションスキルやビジネスマナーの研修を当協会が実施します。
- ②企業と求職者が直接話せる場を設けることで、実地訓練前にお互いをよく知ることができます。
- ③企業で2か月間の実施訓練をしていただくことによって、求職者の適性や能力をじっくり見ることができます。(期間中の求職者の賃金は経営者協会が負担します。(雇用保険・労災保険込) また、受け入れ企業には謝金をお支払いいたします。)

目指せ！正社員 求職者同時募集

- ・アルバイトから正社員になりたい
- ・私の年齢でも正社員になれるだろうか
- ・自分に向いている仕事かわからん
- ・就活スキルを勉強したけどうまくいかん
- ・はじめから正社員として就職したいけれど
- ・正社員になれても不安がある

高知県で正社員を目指す若者をバックアップするために求職者の皆様に合わせた研修をご用意いたしました！

高知県経営者協会
中小企業へ繋ぐ若者応援人材育成
支援事業

ご応募
お問合せ

TEL:088-826-7177

(土・日・祝日を除く 10:00~18:00)

〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35ジョブカフェこうち内

URL <http://wakamonouen.jobcafe-kochi.jp/> E-mail wakamonouen-kochi@jobcafe-kochi.jp

労務改善 Q&A

<No.24>

Q. 就業規則の周知方法について

当社では、就業規則は鍵付きの戸棚に保管しており、従業員から申出があった場合にのみ見せるようにしていますが、問題ないでしょうか。

A. 事業主には、一定の方法による就業規則の周知が義務付けられています

労働基準法において、事業主は作成した就業規則を、①常時各作業場の見やすい場所への掲示又は備付け、②書面を労働者へ交付、③各作業場で労働者が就業規則の内容を常時確認できるコンピューター等の設置、のいずれかの方法によって労働者に周知することが義務付けられています。

ご相談いただいた方法では、周知義務を果たしたことにはなりませんので、上記のいずれかの方法をとることが必要です。なお、就業規則の作成義務は常時10人以上の労働者を使用する事業主に課せられていますが、常時10人未満の労働者を使用する事業主でも、就業規則を作成した場合は、この周知義務が生じます。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください！

